

**情報を一人一人にすばやく届け、
災害からみんなの安全を守る**

【案】

災害時等の情報伝達の共通基盤の在り方に関する研究会

< 報告書 >

平成26年7月

目次

| | | |
|--------------------------------------|-------|-----------|
| はじめに | | 1 |
| 第1章 検討の背景 | | 2 |
| 1-1 東日本大震災の教訓 | | 2 |
| 1-2 情報通信政策としての方向性 | | 5 |
| 第2章 公共情報コモنزの現状 | | 8 |
| 2-1 公共情報コモنزの仕組み | | 8 |
| 2-2 公共情報コモنز導入の効果 | | 8 |
| 2-3 公共情報コモنزの普及状況 | | 10 |
| 2-4 地方公共団体及び政府内における公共情報 コモنزの位置づけ | | 12 |
| 第3章 公共情報コモنزの課題 | | 16 |
| 3-1 普及についての課題 | | 16 |
| 3-2 情報内容についての課題 | | 17 |
| 3-3 サービス・機能についての課題 | | 19 |
| 3-4 平時の体制についての課題 | | 20 |
| 3-5 利活用についての課題 | | 21 |
| 3-6 まとめ | | 22 |
| 第4章 公共情報コモنزの発展に向けた具体策 | | 24 |
| 4-1 ミッションとビジョン | | 24 |
| 4-2 「普及加速化パッケージ」の策定 | | 25 |
| 4-3 「ロードマップ」の設定 | | 30 |
| おわりに | | 31 |
| 別添 | | |
| 関連資料集 | | |
| 災害時等の情報伝達の共通基盤の在り方に関する研究会 開催要綱 | | |

はじめに

命を守るために必要な情報は、一人一人に届くのだろうか。

日本は、地震、台風、豪雨、土砂災害、豪雪、津波、洪水、火山噴火など自然災害が多い。特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震や太平洋沿岸を中心とした津波等により、甚大な被害をもたらした。また、台風の巨大化や、ゲリラ豪雨の発生などにより、これまで経験したことのない、予想を超えた被害が各地で出てきており、危険を回避し、住民の安全を確保するため、避難指示等の災害情報を、これまで以上に、一人一人に確実に伝える必要がある。防災行政無線は、住民への一斉同報手段として重要な役割を果たしているが、ICT(情報通信技術)が飛躍的に進歩した中で、防災行政無線に加え、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット、サイネージ、カーナビ等、既存の情報伝達手段をすべて活用し、届くべき災害情報が届かない人をなくす方策を確立すべきではないか。

被災地の復興が進む中、災害情報を確実に伝達するための国民の共有基盤となる「公共情報コモンズ」が、平成23年6月から運用を開始している。公共情報コモンズは、地方公共団体が発する災害情報等を集約し、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット等多様なメディアを通じて一括配信するシステムであるが、全都道府県の参加を得られるには至っていない。

このような状況を踏まえ、総務省では、本年3月、学識経験者、地方公共団体、メディア、ライフライン事業関連団体等を構成員とする「災害時等の情報伝達の共通基盤の在り方に関する研究会」を設置し、計5回の会合を開催して公共情報コモンズの強化に向けた課題や推進すべき対応策等について、精力的に議論を重ねてきた。

本報告書は、本会議におけるこれまでの検討の結果を取りまとめ、国民を災害から守り、被害を最小化することに寄与する公共情報コモンズを一層発展させ、災害時等の情報伝達の共通基盤として最大限に機能させるための具体的方策について提言するものである。

災害時等の情報伝達の共通基盤の在り方に関する研究会
座長 山下 徹

第1章 検討の背景

1-1 東日本大震災の教訓

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方から関東地方の太平洋沿岸を中心に甚大な被害をもたらした。南海トラフ巨大地震や首都直下地震など、大規模災害発生の可能性が指摘される中で、災害による被害を最小限にとどめるためには、東日本大震災の悲痛な経験から得られる教訓を、今後の災害対策に確実に反映させる必要がある。

「災害時等の情報伝達の共通基盤の在り方に関する研究会」(以下、「研究会」という。)では、東日本大震災の数多い教訓の中から、次の2つに特に注目した。

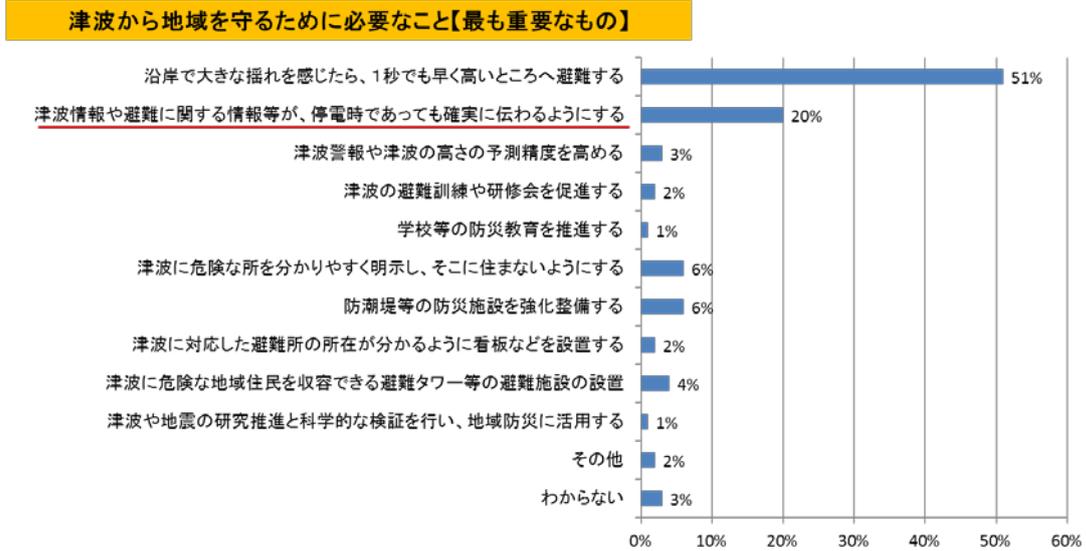
(1)「災害情報」の重要性

被災地における面接調査(図表1)によると、津波から地域を守るために必要なこと(単一回答)として、1位の「1秒でも早く高いところへ避難する」に続き、「津波情報や避難に関する情報等が、停電時であっても確実に伝わるようにすること」が2位となった。これは、今後の災害対策において、災害に関連する情報が確実に住民に届くようにするための取組が極めて重要であることを示唆している。

また、総務省の調査(図表2)によると、東日本大震災発災時において、住民の多くは行政による災害情報の提供が「不十分だった」と評価し、自治体側も「迅速・的確な情報を確実に提供すること」、「被害や避難・安否に関する情報を継続的に提供すること」が課題であったと認識している。この調査結果は、東日本大震災時には、災害情報の伝達に大きな支障があったことを示しており、災害情報の観点から抜本的な対策強化が必要であると言える。

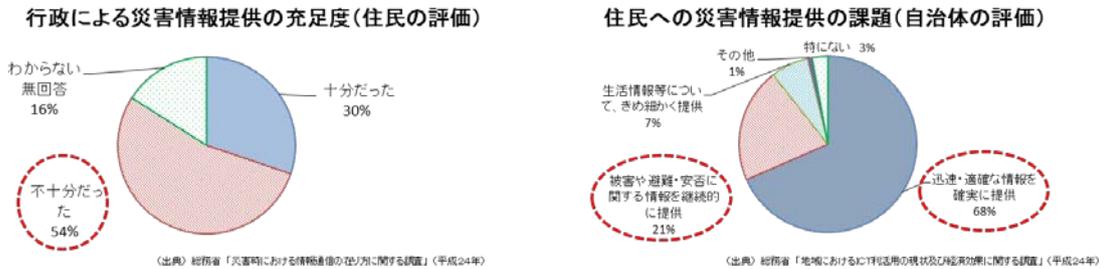
情報通信政策を担当する総務省においても、この教訓を踏まえ、災害情報の伝達のあり方について改めて重点的な検討を行い、政府内における総合的な災害対策の強化に向けて貢献していくことが必要である。

<図表1 被災地における経験:災害時の確実な情報伝達の必要性>



出典:平成23年東日本大震災における避難行動等に関する面接調査
内閣府「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」資料より

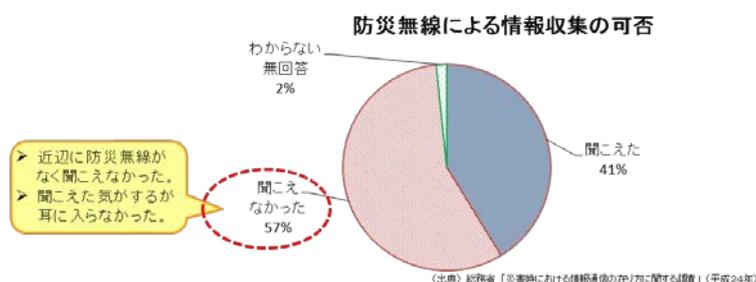
<図表2 被災地における経験:災害時の情報提供の不足>



(2)災害情報伝達の「多重化・多様化」の必要性

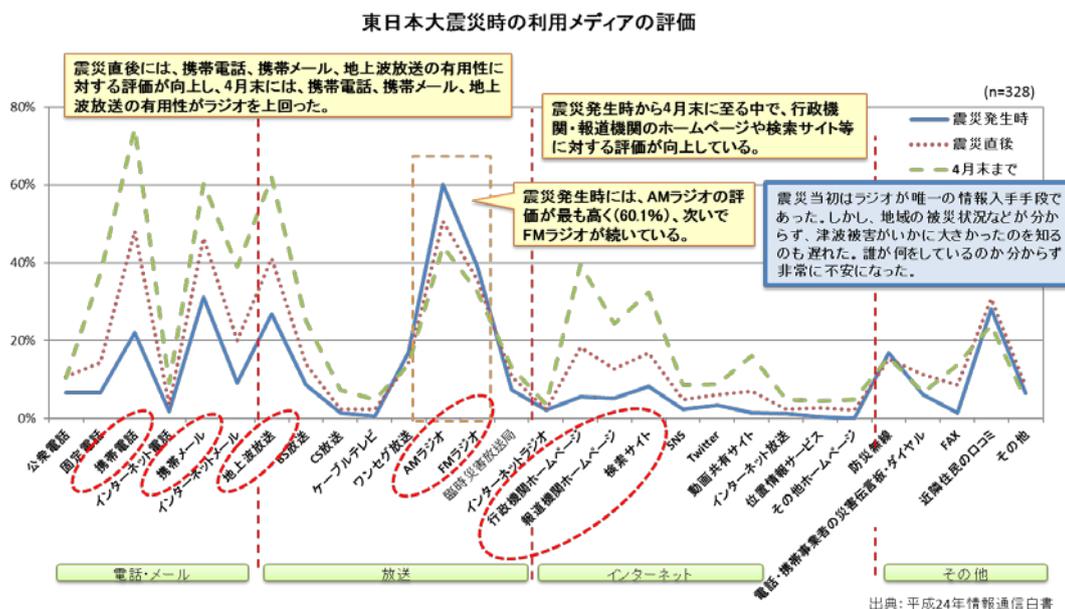
地域住民への災害情報の伝達について、特に重要な避難指示・避難勧告等の避難関連情報は市町村がその伝達の責務を負っており、多くの市町村は住民への一斉同報の手段として、防災行政無線を活用している。しかしながら、総務省の調査(図表3)によると、東日本大震災時には防災行政無線が「聞こえなかった」との指摘が半数を超えている。豪雨時や窓を閉めていると聞こえにくい、就寝時には認識しにくい、耳が不自由な方には届きにくい等の意見もあり、引き続き防災行政無線の一斉同報の役割は重要であるものの、これを補完するための伝達手段を積極的に活用することが不可欠である。

＜図表3 被災地における経験:防災無線による情報収集の可否＞



ICTの進展により、現在では数多くの多様な情報通信メディアが利用されている。東日本大震災時の各種メディアの評価をみると(図表4)、全体としてテレビ、ラジオ、携帯電話、ホームページ等の評価が高いが、震災発生時にはAMラジオの評価が最も高く、次いでFMラジオが続く一方、携帯電話、携帯メール、地上波放送は、震災直後から4月末にかけて評価が高まりラジオの評価を超えるなど、各メディアの特性に応じた利用が行われていることが分かる。

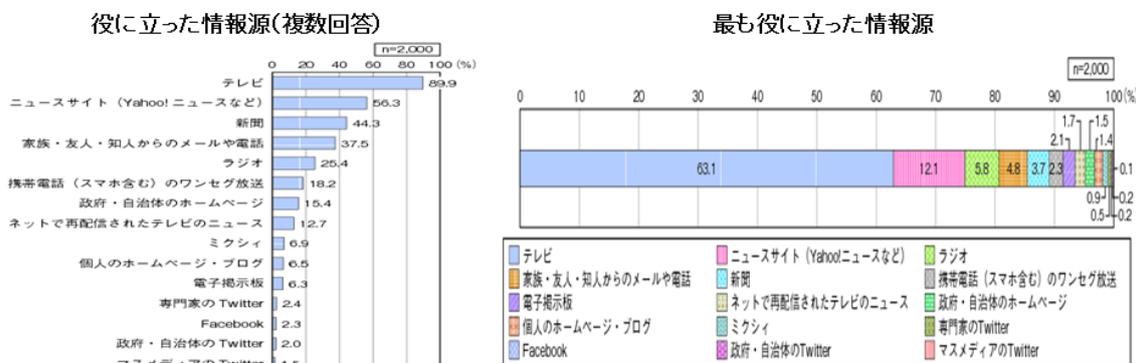
＜図表4 被災地における経験:特性の異なる多様なメディアの存在＞



一方、東日本大震災時に被災地外で利用されたメディアの評価をみると、首都圏の住民にとって災害関連情報の入手に役立ったメディアとして、テレビ、ニュースサイト、新聞、ラジオ等のマスメディアが大きな役割を果たしたことが分かる(図表5)。携

携帯電話を通じた電話やメール、投稿等が普及する中でも、災害時における報道機関の訴求力に対する評価は依然として非常に重要である。

＜図表5 首都圏における経験：マスメディアの訴求力＞



〔出典〕東京大学大学院情報学環「情報学研究 調査研究編 2012 No. 28」
「東日本大震災における首都圏住民の震災時の情報行動」

以上の経験を踏まえ、重要なことは、どのメディアを重点的に活用・整備すべきかといった視点ではなく、既存の多様なメディアをすべて活用し、多重的に災害情報を配信すべきであるという視点である。例えば、災害報道における地上波テレビの訴求力は非常に高いと考えられるが、すべてのエリアを放送がカバーしていたとしても、そのエリア内の全員がテレビを視聴可能な環境にいるわけではない。メディアの利用は一人一人の置かれた環境によって様々であり、テレビやラジオを持っていなかったり、移動中であつたり、就寝中であつたり、目や耳が不自由であつたり、色々な事態を想定しなければならない。したがって、防災行政無線も含め、テレビ・ラジオ・携帯電話・インターネット等の既存の多様な情報伝達手段をフル活用し、多重的に「伝える」ことで、必要な災害情報がすべての住民に確実に「伝わる」ようにすることが必要である。

1-2 情報通信政策としての方向性

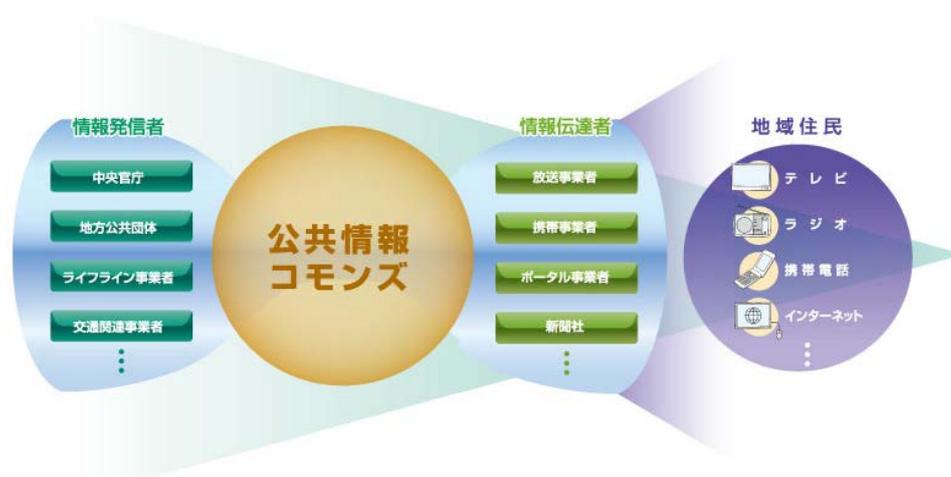
東日本大震災から得られた教訓も踏まえ、防災面における情報通信政策の目指すべき理念としては、以下が挙げられる。

- ① 災害による被害を最小限にとどめるには、災害に関する重要な情報が確実にかつ迅速に住民に届くことが不可欠である。
- ② そのためには、既存の情報伝達手段を最大限に活用し、住民に対し多重的に伝達することによって、重要な災害情報が一人の方に複数回届くことがあつて

も、一回も届かない方がいないよう、必要な情報通信基盤を整備し、有効利用していくべきである。

この理念を踏まえ、総務省では、自治体が発信する災害関連情報等を集約・共有し、多様なメディアを通じて住民向けに迅速かつ効率的に一括配信するための共通基盤として整備され、平成23年6月から運用が開始された「公共情報 commons」というシステム¹の普及を推進している(図表6)。

<図表6 公共情報 commons のイメージ>



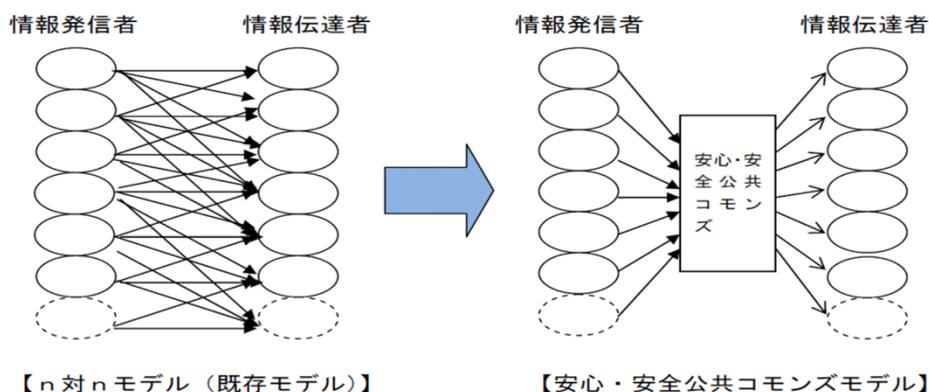
(出典) (一財)マルチメディア振興センターのウェブサイトより

公共情報 commons の意義は、情報発信者と情報伝達者とが共通の情報通信基盤を利用することにより、災害時等においても効果的な情報伝達を実現できることにある(図表7)。

¹ 「公共情報 commons」の実用化までの経緯は、次のとおり。

- ① 研究会の開催: 平成16年の新潟県中越地震など、相次ぐ自然災害の発生から、被害を事前に防止するための取組みとして、国民一人一人にわかりやすい形で迅速かつ確実に災害情報を伝えるための仕組みの構築が喫緊の課題となり、総務省において平成20年2月より「地域の安心・安全情報基盤に関する研究会」を開催し、安心・安全に資する災害情報基盤の在り方等について検討を行った。研究会の報告書では、情報発信者(地方公共団体等)と情報伝達者(放送事業者等)との間に災害情報等の授受を共通化する仕組み(共通基盤)として、住民への情報提供が容易な「安心・安全公共 commons」を平成23年を目途に実現すべきとの提言がなされた。
- ② 実用化・運用開始: 研究会報告を受け、総務省では、平成21年から平成22年にかけて、東海及び近畿地域において技術的検証を行うための実証実験を行った上で、平成23年6月から「公共情報 commons」として運用が開始された(運営は(一財)マルチメディア振興センター)。

<図表7 公共情報コモンズの意義>



情報発信者と情報伝達者との間で、個別の1対1のシステムを介して、災害情報等の授受が直接行われる場合、情報発信者や情報伝達者の数が増えるごとに新たなシステム構築が必要になるとともに、各システム間の連携も必要になるなど複雑化し、全体として非効率になると考えられる。これに対し、情報発信者と情報伝達者との間に共通基盤を構築した場合、一度の情報発信で複数の情報伝達者に情報を伝達することができ、情報発信者の作業負担を軽減できる。情報伝達者にとっても、一元的な情報把握とともに、送信された電子データを即座に利用することが可能になることから、住民に対する迅速かつ正確な情報提供が実現できる。また、複数の情報伝達者を通じて、地上波テレビのデータ放送や、パソコン、携帯電話等様々な手段による情報伝達が行われることにより、住民は、各手段の特性に応じてより効果的に情報を取得することが可能となる。

災害情報を地域住民に確実に届け、地域の安心・安全を確保するためには、この「公共情報コモンズ」の強化を核として、関連する各種の情報通信政策を展開していくことが有効である。次章では、平成23年6月の運用開始から約3年が経過した公共情報コモンズについて、その現状を評価する。

第2章 公共情報コモンズの現状

2-1 公共情報コモンズの仕組み

公共情報コモンズは、避難指示等の地方公共団体が発信する災害情報や、気象情報・国民保護情報等の国が発信する災害情報など、国民の安心・安全にかかわる情報を集約・共有し、テレビ、ラジオ、携帯電話・スマートフォン、インターネット等の多様なメディアを通じて、地域住民向けに迅速かつ効率的に一括配信するための共通基盤として整備されたシステムである(図表8)。

<図表8 公共情報コモンズの仕組み>



2-2 公共情報コモンズ導入の効果

公共情報コモンズは、災害情報を住民に対して迅速かつ効果的に伝達するため、情報発信者と情報伝達者を効率的に結びつける共通基盤であり、(1)地域住民、(2)情報発信者、(3)情報伝達者ごとに、公共情報コモンズ導入のメリットが考えられる。

(1) 地域住民のメリット

- 日頃使い慣れたテレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット等、多様で身近なメディアを通して、身障者、高齢者を問わず地域住民の誰もが、いつでも、どこでも、分かりやすい形式で地域の安心・安全に関わる情報を確実、迅速に入手することが可能。
- 外出先や移動中であっても、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット等により、災害に関する緊急情報をリアルタイムに受信可能。

(2) 情報発信者のメリット

- 住民の居場所に関わらず、テレビ・ラジオ・携帯電話・インターネット等の多様な身近なメディアを通じて、迅速・確実に必要な情報を住民に伝達可能。
- 公共情報コモンズへの入力のみで、多様なメディアへの迅速・確実な情報伝達が可能となり、個別の入力作業などの情報発信の負荷が大きく軽減。
- 災害時に必要となる関係自治体（隣接自治体等）や交通・電気・ガス・電話等の情報を一覧性をもって広域的に即時に把握可能。

(3) 情報伝達者のメリット

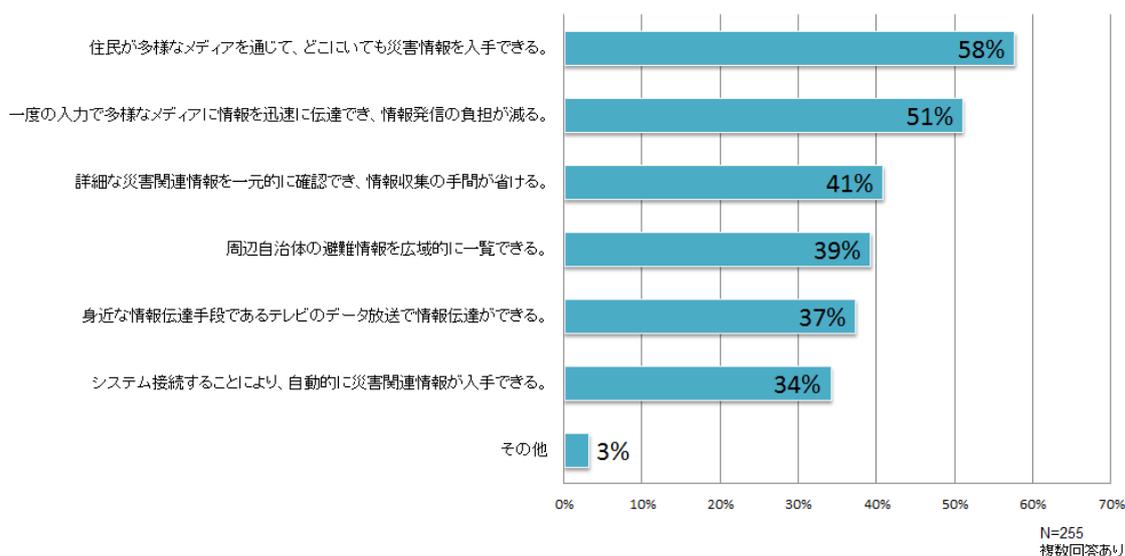
- 公共情報コモンズと情報配信システム等を連携させることにより、データ入力の手間を省き、情報をより正確・迅速に伝達可能。
- 広域・詳細な災害情報を電子的なデータとして一覧的に入手でき、効率的・効果的に地域の実情に合った情報提供が可能。
- 公共情報が標準化された手順により最適なデータ形式で入手可能となり、情報取得のためのシステム開発やコンテンツ制作のコストが大幅に削減。

上記のメリットは、公共情報コモンズの利用者からも実際に評価されていると考えられる。例えば、平成26年6月に実施した公共情報コモンズの合同訓練²における閲覧会の参加者に対するアンケートでは、公共情報コモンズのメリットについて、「どこにいても災害情報を入手できる」(58%)、「情報発信の負担が減る」(51%)、「災害情報を一元的に確認できる」(41%)、「周辺自治体の避難情報を広域的に一覧できる」(39%)などの回答となっている(図表9)。

² 公共情報コモンズが災害時に活用されるには、情報発信者及び情報伝達者が共に運用に慣れておくことが不可欠であるため、都道府県やメディア等が参加した合同訓練を平成26年6月4日に実施した(平成25年6月に続き2回目)。具体的には、台風による被害の発生を想定し、避難指示等の訓練情報を自治体が発信し、公共情報コモンズを通じて、テレビのデータ放送等に正確かつ迅速に表示されることの確認を行った。同時に、全国の総合通信局等において、訓練の様子を画面上で確認できる閲覧会を開催し、参加者へのアンケート調査を行った。

＜図表9 公共情報コモンズのメリット＞

問：公共情報コモンズのメリットはどのような点ですか。



2-3 公共情報コモンズの普及状況

(1) 情報発信者

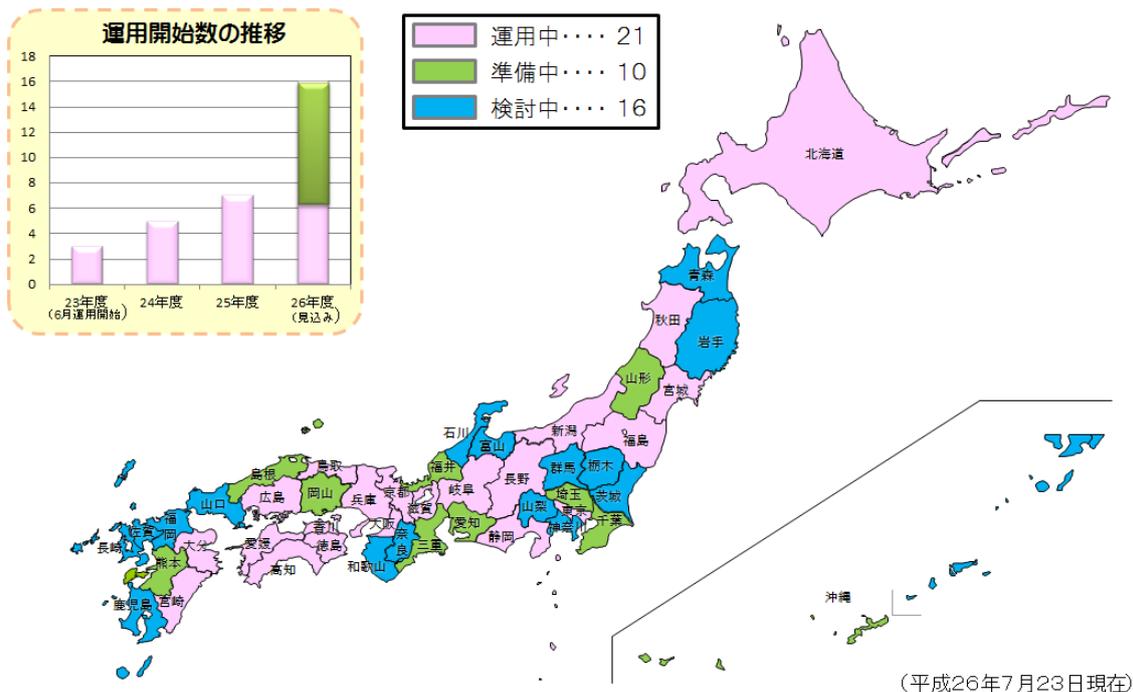
各都道府県では防災情報システムの整備が進んでおり、市町村が防災情報システムの入力端末に災害時の避難指示等の災害情報を入力することによって、都道府県に災害情報を報告できるようになっているケースが多い。この場合、防災情報システムと公共情報コモンズをシステム連携させることで、公共情報コモンズへの災害情報の一括発信が可能となる³。

平成23年6月に公共情報コモンズの運用が開始されて約3年が経過したが、平成26年7月23日現在、21の都道府県において運用中、10県で準備中、残る16県で検討中となっている。各年度の運用開始数をみると、平成26年度には大幅増となっており、普及が加速しつつある(図表10)。

一方、国については、気象庁が発信する気象情報(気象業務支援センターを經由)がサービス開始当初より、弾道ミサイル情報等の国民保護情報が消防庁の全国瞬時警報システム(Jアラート)との接続を経て平成25年12月より、公共情報コモンズに対して発信されている(図表11)。

³ 地方公共団体が公共情報コモンズへ参加する際には、情報の網羅性の確保等の観点から、都道府県単位での参加を原則としており、市町村との間を結ぶ防災情報システムと公共情報コモンズとの間をシステム連携することを推奨している。

<図表10 都道府県(情報発信者)の運用状況>



<図表11 公共情報コモンズで流通している主な情報内容>

| 発信者 | 情報種別 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|---------|-------|----------|------|------------|------|--------|------|--------|---------|--------|----------|----------|----------|------------|--------|--------|--------|
| | 避難勧告・指示 | 避難所情報 | 災害対策本部設置 | 被害情報 | イベント(お知らせ) | お知らせ | 河川水位情報 | 雨量情報 | 水位周知河川 | 緊急速報メール | 国民保護情報 | 気象警報・注意報 | 指定河川洪水予報 | 土砂災害警戒情報 | 記録的短時間大雨情報 | 竜巻注意情報 | 地震関連情報 | 津波関連情報 |
| 宮城県/全市町村 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | |
| 秋田県/23市町村 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 福島県/全市町村 | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | | | | | | | | | | | | | |
| さいたま市 他 埼玉県下21市町 | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 東京都/全市区町村 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新潟県/全市町村 | | ○ | △ | ○ | △ | | | | | | | | | | | | | |
| 長野県/ 長野県下15市町村 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | |
| 岐阜県/全市町村 | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 静岡県/全市町 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| 滋賀県/全市町 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| 京都府/全市町村 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ | | | | | | | | |
| 大阪府/全市町村 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| 兵庫県/全市町 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 鳥取県/全市町村 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | | | | | | | | | |
| 広島県/全市町 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 徳島県/全市町村 | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 香川県/全市町 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | |
| 愛媛県/全市町村 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 高知県/全市町村 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | | | | | |
| 大分県/全市町村 | ○ | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | |
| 宮崎県/全市町村 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ | | | | | | | | |
| 気象庁/全国 | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 消防庁(Jアラート) | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | |

(平成26年7月1日現在)

(2) 情報伝達者

メディアにおける公共情報コモンズの運用状況を見ると、住民へのコモンズ情報の伝達を担う「情報伝達者」の数は、平成26年7月23日時点で、テレビ77団体、ラジ

オ97団体、ケーブルテレビ85団体、新聞等21団体、ポータル等7団体を合わせ、合計287団体が参加している。

最近では、テレビやラジオといった報道機関に加え、防災情報を利用者に分かりやすく伝達するためのポータルサイトやアプリを運用する事業者や、サイネージサービスを提供する事業者、企業や家庭向けのセキュリティサービスを提供する事業者といった多様な分野の企業の参加も進みつつある。

2-4 地方公共団体及び政府内における公共情報コモンズの位置づけ

南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模災害の発生が想定される現状においては、公共情報コモンズの普及について、地方公共団体や関係府省とも緊密に連携しつつ進めていくことが必要である。本節では、地方公共団体及び政府内における公共情報コモンズの位置づけについて、現状を確認する。

(1) 地方公共団体における位置づけ

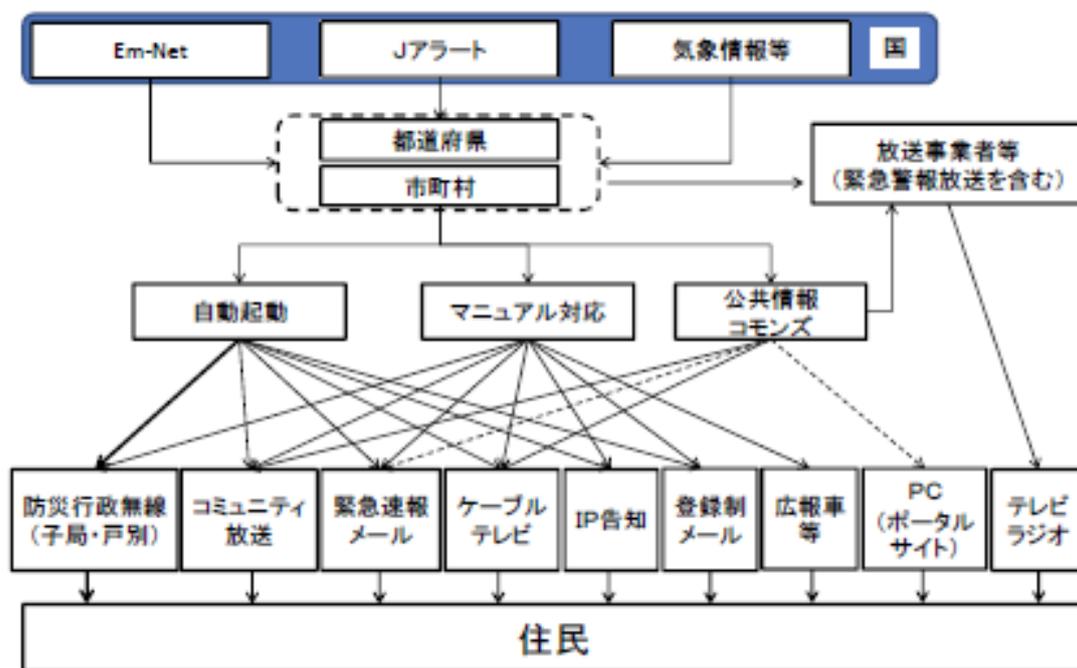
図表12は、災害対策基本法における地方公共団体の災害情報に関する責務をまとめているが、災害に関する予報や警報等については、都道府県知事が市町村長等に必要な通知・要請を行うとともに、市町村長が地域防災計画の定めるところにより、住民等に伝達しなければならないと規定されている。また、地方公共団体の長は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならないと規定されている。

<図表12 災害対策基本法における地方公共団体の責務>

| |
|--|
| <p>(情報の収集及び伝達等)</p> <p>第五十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下この条及び第五十八条において「災害応急地作責任者」という。)は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。</p> <p>2 災害応急対策責任者は、前項の災害に関する情報の収集及び伝達に当たっては、地理空間情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項に規定する地理空間情報をいう。)の活用に努めなければならない。</p> <p>3 災害応急対策責任者は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めなければならない。</p> <p>(都道府県知事の通知等)</p> <p>第五十五条 都道府県知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対処とるべき措置について、関係指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をするものとする。</p> <p>(市町村長の警報の伝達及び警告)</p> <p>第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の実態及びこれに対処とるべき措置について、必要な通知又は警告をすることができる。</p> |
|--|

図表13は、地方公共団体における住民に対する主な情報伝達手段を示したものである。地域の実情に応じて様々な情報伝達手段が用いられているが、情報通信技術の発展により、防災行政無線に加え、緊急速報メール、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、IP告知端末、登録制メールなどが普及しつつある⁴。また、テレビ、ラジオ、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、携帯電話(緊急速報メール)、インターネット等のメディアに対する情報伝達については、公共情報コモンズを經由して一括で行うことが可能となっている。

<図表13 地方公共団体における情報伝達手段の活用状況>



(出典)「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会報告書」(H24.12 消防庁)

(2) 政府内における位置づけ

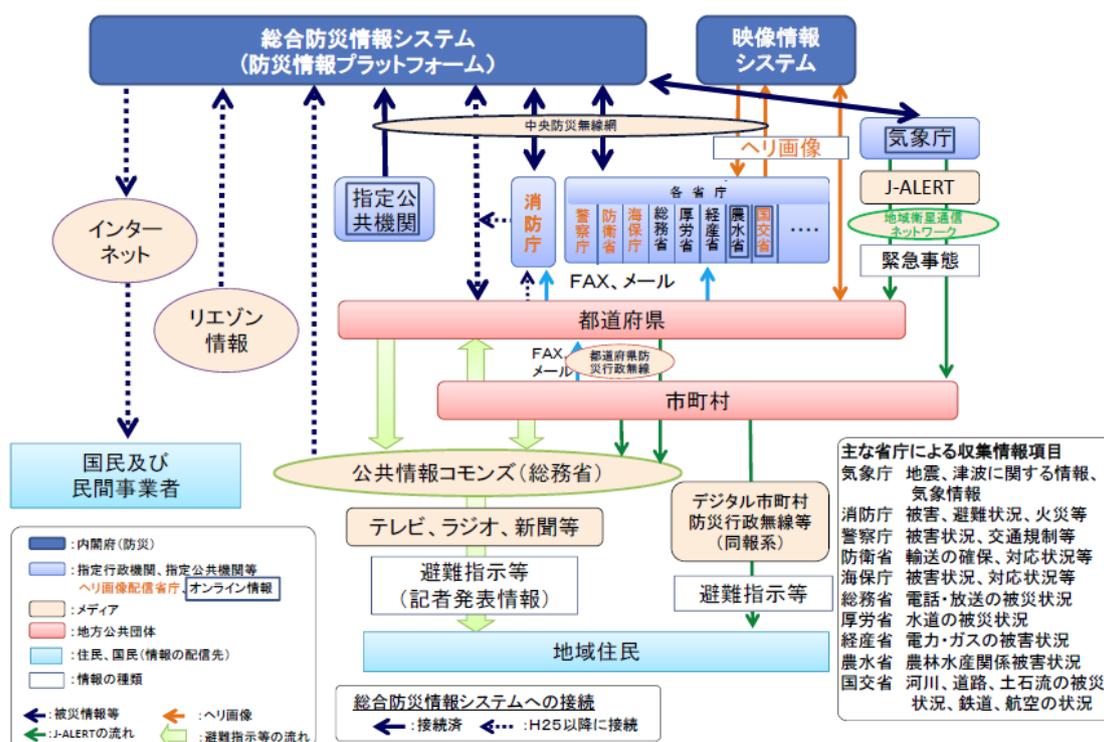
図表14は、政府内における防災情報ネットワークの概要を示したものである。政府全体としては、内閣府が「総合防災情報システム」を運用しており、関係府省や指定公共機関等を通じて災害関連情報を集約することになっている。また、地域住民への情報伝達については、都道府県や市町村が、地方公共団体が発信する責務を有

⁴ 市町村は避難指示等の重要な災害情報を住民に伝達する責務を負っている一方で、情報伝達手段の整備状況については、同報系の防災行政無線が78.3%(平成25年3月末時点)、コミュニティ放送が19.1%、ケーブルテレビが32.3%、IP告知等が7.3%、登録制メールが52.4%、消防団による広報が93.2%(いずれも平成25年11月時点)、緊急速報メールは携帯電話3社ともに9割程度(平成26年2月時点)となっている。

する避難指示等の災害情報や、国から伝達される気象情報や国民保護情報等の災害情報を、防災行政無線やテレビ・ラジオ・新聞等のメディア等を通じて伝達する形となっている。

この中では、公共情報コモンズは、都道府県・市町村とテレビ・ラジオ・新聞等のメディアの間に位置づけられ、地方公共団体が発信する災害情報や国が発信する気象情報・国民保護情報等を集約し、メディアに対して一括して提供することを通じて、地域住民に情報伝達することとなっている。

<図表14 政府全体における災害時の情報伝達の概要>



(出典) IT総合戦略本部 第1回防災・減災分科会 資料7(内閣府防災担当提出資料)

なお、公共情報コモンズの推進については、「国土強靱化基本計画」(平成26年6月3日閣議決定)、「世界最先端 IT 国家創造宣言工程表(改定)」(平成26年6月24日IT総合戦略本部決定)等の政府決定に明記されるとともに、総務省の「スマート・ジャパンICT戦略」(平成26年6月20日)における重点プロジェクトの一つに位置づけられている(図表15)。

<図表15 公共情報コモンズに関する主な政府決定>

○「世界最先端IT国家創造宣言」工程表

(平成26年6月24日改定 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)

2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会

(2) 世界一安全で災害に強い社会の実現

① 命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築

【短期(2014年度～2015年度)】

○ 防災情報インフラ構築

・ 防災情報通信基盤・端末を用いた情報収集・伝達体制の確立に向け、公衆無線LANの環境整備、公共情報コモンズの活用等、自治体から住民への情報伝達体制の構築を推進する。

【総務省】

【中期(2016年度～2018年度)・長期(2019年度～2021年度)】

○ 防災情報インフラ構築

・ 防災情報通信基盤・端末を用いた情報収集・伝達体制の確立に向け、公衆無線LANの環境整備、公共情報コモンズの活用等により構築された自治体から住民への情報伝達の仕組みを順次全国に展開する。【総務省】

○「国土強靱化基本計画」(平成26年6月3日 閣議決定)

第3章 国土強靱化の推進方針

2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針

(個別施策分野の推進方針)

(6) 情報通信

○ 災害関連情報について、地理空間情報(G空間情報)やICTの活用等により、官・民からの多様な収集手段を確保するとともに、全ての国民が正確な情報を確実に入手できるよう、共同利用等も考慮した公共情報コモンズや公衆無線LAN等の多様な提供手段を確保する。

第3章 公共情報コモنزの課題

第2章に示した公共情報コモنزの現状を分析することにより、研究会において、公共情報コモنزの発展に向けての5つの課題を抽出した。各課題の具体的内容は、以下の通りである。

3-1 普及についての課題

第一の課題は、「全自治体が参加するには至っていない」という点である。

公共情報コモنزは、平成26年7月23日時点で21の都道府県が運用中、10の県が準備中となっている(図表10を参照)。これまで、公共情報コモنزの推進に当たっては、平成27年度中の全国普及を念頭に活動を展開してきたところである⁵。

しかし、公共情報コモنزに参加していない自治体があると、情報伝達者や住民にとっては、その自治体からの災害情報が入手できない場合、発信すべき災害情報がないから情報がないのか、公共情報コモنزに参加していないから情報がないのかを区別できず、利用者に誤解や混乱を引き起こす恐れがある。

したがって、避難指示等の災害情報配信の効果を高めるには、全ての自治体が発信する情報を網羅することが急務であり、災害が頻発している現状を踏まえ、可能な限り早期に全国的な普及を実現するための具体的な方策が必要である。

ただし、公共情報コモنزの導入には、通常、各都道府県の防災情報システムと公共情報コモنزがシステム連携することが必要であり、そのために防災情報システムを改修・構築する必要がある。防災情報システムは数年程度での更新が一般的であり、更新時期に合わせてのシステム接続を希望する方針の県もあることから、こうした都道府県側の事情にも配慮が必要である。

また、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、新聞等のメディアについても、災害情報をより確実に住民に伝達するため、可能な限り早期に全国的な普及を実現することが期待される。近年では、パーソナルメディアとして重要な携帯電話・スマートフォンやイン

⁵ (一財)マルチメディア振興センターが平成25年3月に策定した「公共情報コモنز中期的運営方針」では、平成27年度中に全国ほぼすべての都道府県が参加することを目標としている。

ターネットでの情報配信を充実させていくことも必要である。

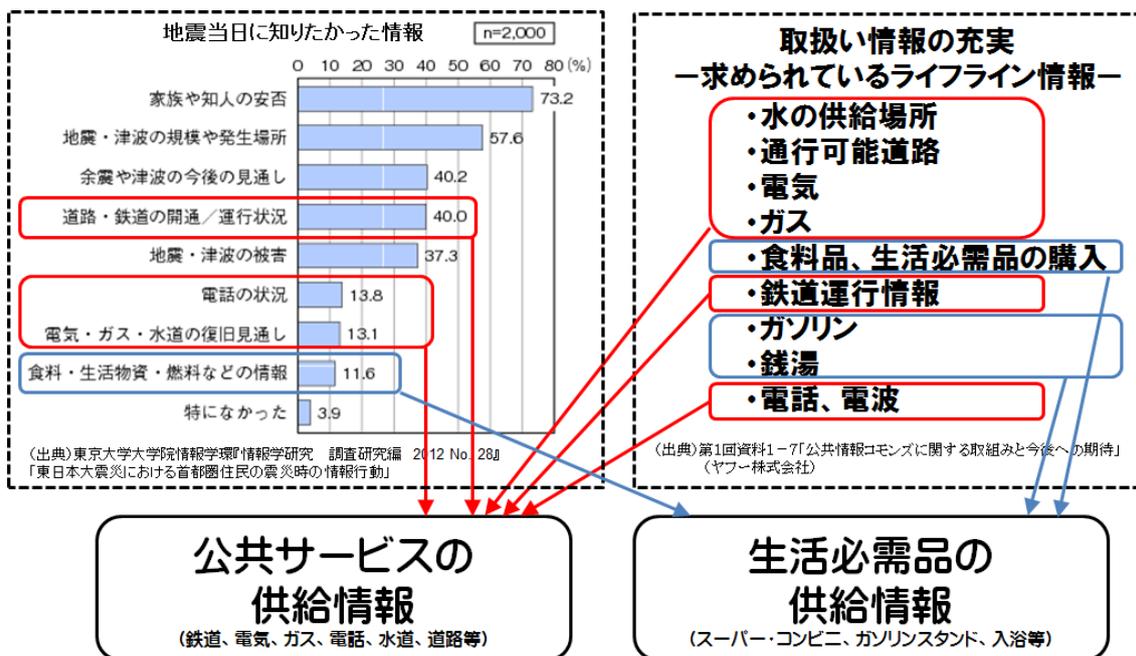
なお、「公共情報コモンズ」は、情報発信者と情報伝達者を結びつける役割を果たしており、住民に対して直接情報提供するものではないため、その名称が広く認知されている状況にはない。しかしながら、今後、公共情報コモンズの早期の全国普及を進めていく上では、情報発信者や情報伝達者のみならず、国民にも広く意義や役割を理解いただく必要がある。現状では、自治体やメディアへの普及は進みつつあるが、全国普及に当たっての裏付けとなる地域住民をはじめとした関係者以外の認知度は必ずしも十分でないため、公共情報コモンズの認知度向上と国民的な定着を図るための広報戦略の強化が課題となる。

3-2 情報内容についての課題

第二の課題は、「避難情報以外の災害情報の提供にもニーズが高い」という点である。

公共情報コモンズは、現在、国や地方公共団体が発信する災害関連情報の配信に利用されているが、地方公共団体やメディア等の利用者からは、災害時における一覧性を備えた情報提供の利便性が高いことから、公共情報コモンズが提供する災害情報の拡充が期待されている。図表16は、期待されている情報内容を示したもののだが、鉄道、電気、ガス、電話、水道等のいわゆるライフライン的な公共サービスの供給情報や、スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド、銭湯等のいわば災害時の生活必需品の供給情報について、ニーズが高い。また、研究会では、受け入れ可能な病院等の災害時医療の情報や、ボランティア活動等に関するNPO関連情報についても、情報提供が期待されているとの指摘があった。

<図表16 公共情報コモンズでの流通が期待されている情報内容>

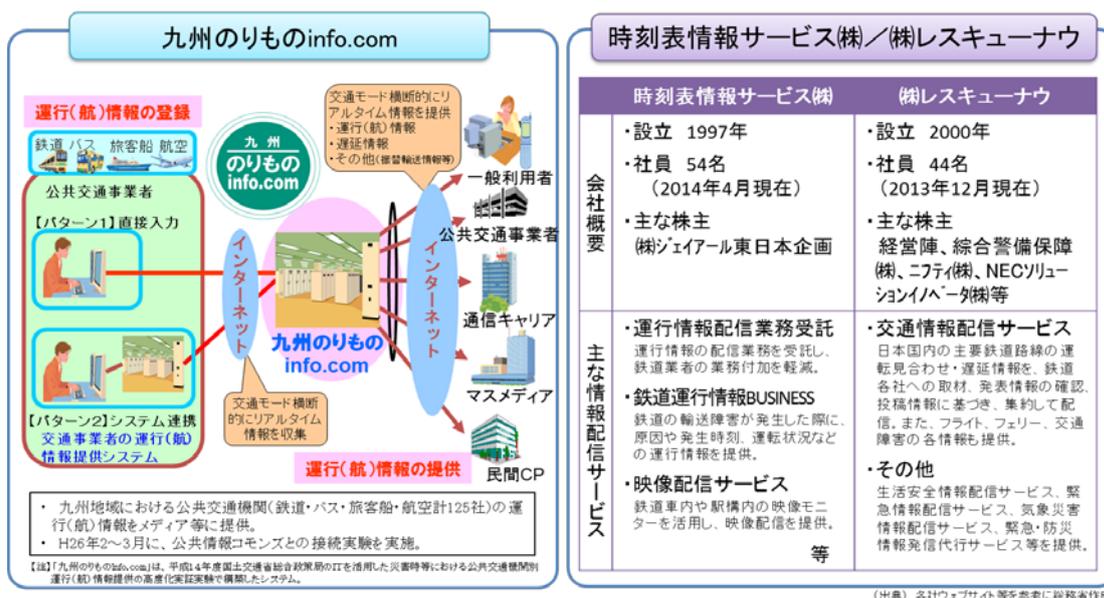


公共情報コモンズでは、こうした利用者のニーズを踏まえて、提供する情報内容の拡充を検討することが望ましい。ただし、ライフライン分野では、一部の事業者がホームページで情報提供を行うなど、業種によって災害時の情報提供についての進展度が異なる状況にある⁶。特に鉄道分野では、大手の鉄道事業者を中心に日々の運行情報の提供がビジネスベースで進められており、路線毎の運行情報をホームページや乗り換え案内サービス、携帯アプリ等により利用者に提供している例が見られる。また、これらの運行情報を地域ブロックで集約して提供するサービスも一部存在している(図表17)。

既に災害時の情報提供が進んでいる場合には、公共情報コモンズへの情報提供についての連携や役割分担、情報発信に当たっての複数回入力を回避する等の負担軽減などに配慮する必要がある。また、提供する災害情報の項目や粒度、タイミングの共通化など、業種内での一定の調整を要することも想定される。

⁶ 鉄道については、本文中に記述のとおり。電気については、多くの電力事業者は、災害時等に各社のホームページ等で停電区域や停電戸数等を公表している。また、一部の電力事業者では、内閣府の総合防災情報システムに対し、発生地域と発生規模をシステム連携により情報提供している。ガスについては、都市ガス事業者のうち大手事業者の一部は、災害時等に各社のホームページ等でガス供給の停止区域や件数を公表している。また、大規模災害時には、日本ガス協会が業界として集約した情報を公表した例もある。電話については、大手の電気通信事業者を中心に、固定電話や携帯電話の通信障害に関する影響地域や回線数等を各社のホームページ等で公表している。水道については、大半が地方公共団体により経営される公営企業によって運営されており、災害時等に各社のホームページ等で断水区域や断水戸数等を公表している例が見られる。

＜図表17 交通分野における情報サービスの事例＞



また、研究会では、公共情報コモンズによる災害情報の提供について、東日本大震災の経験を踏まえてSNS等のソーシャルメディアをより活用すべきとの議論があった。一方で、情報の信憑性や有効性の面で、ソーシャルメディアから得た情報を災害情報として提供していくのは慎重に対応すべきとの指摘もある。さらに、位置情報や自動車のプローブ情報等のビッグデータを活用して、災害時の情報提供に役立てることが必要との意見もあり、公共情報コモンズが扱う情報内容の検討を進めて行く上での今後の課題となる。

3-3 サービス・機能についての課題

第三の課題は、「より便利なサービス・機能の提供が期待される」という点である。

公共情報コモンズは、災害情報等を伝達するための共通基盤であるが、情報が発信されない限りはその機能を発揮することができない。しかし、小規模の市町村では、防災担当者が数名しかいないこともあり、発災時には災害対応に忙殺され、必要な情報発信が円滑に行われられない事態も想定される。誤って不正確な情報が発信された場合にも、迅速かつ適切に情報が訂正される仕組みを備えている必要がある。

また、公共情報コモンズではテキスト情報を配信しているが、例えば「〇〇小学校に避難所を設置」といった文字による情報は、地元の住民には理解されても、仕事や

観光での一時的な来訪者には分かりにくい。情報入力時に緯度・経度等の位置情報を入力すれば、公共情報コモンズによる位置情報の配信機能を活用して、情報伝達者が地図表示すること等も可能になるが、防災担当者が災害時に位置情報を追加入力することは負担が大きく、現実的でない。

このように、公共情報コモンズの円滑な運用を確保するためには、小規模自治体等でも的確に情報発信されるためのサポートや、災害情報を視覚的に分かりやすく提供するための位置情報の付加など、情報発信を支援する機能が求められる。

一方、情報伝達の側にも機能の充実が期待される。公共情報コモンズの情報テレビのデータ放送等で提供されるが、テレビの災害報道は訴求力が高いものの、データ放送はリモコンのdボタンを押す必要があるため、視聴者の認知度が必ずしも十分でない面がある。研究会や合同訓練の閲覧会での議論においても、テレビの本画面からデータ放送画面へ誘導する仕組みや、本画面上での公共情報コモンズによる情報の活用を望む声が多かった。さらに、デジタルサイネージやカーナビ等の新たなメディアを通じた情報提供も必要との指摘があり、放送・通信における多様なメディアとの連携が課題となっている。

3-4 平時の体制についての課題

第四の課題は、「平時の連携体制が必ずしも十分でない」という点である。

公共情報コモンズの推進に当たっては、これまで自治体への導入促進を優先してきたが、普及が進むにつれて、導入後における災害時の安定的な運用を確保するための体制を充実させる視点も重要となっている。特に、災害時に情報伝達が確実・円滑になされるためには、平時から運用に慣れておくことが不可欠である。公共情報コモンズは、災害時に限らず平時も利用可能なシステムであり、情報発信を行う自治体が平時に日常の行政情報やイベント情報等を発信することも可能である。情報発信側、情報伝達側の双方の運用への習熟や連携の強化、費用対効果の観点からも、平時利用をいかに促すかが課題となる。

また、公共情報コモンズへの情報発信は、自治体における災害対応業務のフローと密接に関係するが、団体によって業務手順や災害関連用語等が異なると、災害時の迅速・円滑な業務遂行に支障をもたらす可能性がある。内閣府において、災害対策に関連する機関の連携を強化するため、災害対応業務の標準化の検討が進めら

れているが、自治体における災害対応業務の中に公共情報コモンズへの情報発信を明確に位置づけ、防災担当職員の習熟を高めておくことが重要である。

さらに、大規模災害時の被災や停電等により、自治体から公共情報コモンズへの災害情報の提供が途絶するおそれがあるとともに、通信の輻輳等により、スマートフォンやタブレット等の身近な携帯端末に災害情報が届きにくくなるおそれがある。非常時における通信機能を可能な限り確保し、重要な災害情報が確実に住民に伝達されるよう、日頃からネットワークの耐災害性の向上を進めておくことが望ましい。

このように、いざという時に公共情報コモンズが円滑に利用されるよう、平時利用の促進や業務プロセスの改善、ネットワークの整備等により、関係者における体制強化に努めることが課題である。

3-5 利活用についての課題

第五の課題は、「公共情報コモンズの今後の戦略的な活用策の検討が必要」という中長期的な課題である。

公共情報コモンズは平時も利用可能な国民の共通基盤であるため、平時の利用方法として、地域情報の発信など地域活性化にも資するような創造的な有効活用を進めることが重要である。

また、公共情報コモンズの普及に伴い、国内の多様な災害関連情報が集約される情報プラットフォームとして進化し、この貴重な情報を活用した革新的なサービスを創出することが期待されている。現在、公共情報コモンズの利用に当たっては、「公共情報コモンズ協力事業者」という仕組みを設け、公共情報コモンズに連携するシステムの開発・販売・提供等を行う事業者の利用を可能にしており、平成26年7月時点で23の事業者がこの協力事業者となっている。公共情報コモンズが真に国民に親しまれる基盤となり、防災分野のみならず日本の経済社会に広く貢献していくためには、より一層の付加価値を生み出すことが課題となる。

公共情報コモンズの「国際化」も、将来的な課題である。現在、公共情報コモンズでは日本語での配信を行っているが、在住外国人や訪日観光客に向けた多言語での情報提供にもニーズがある。また、公共情報コモンズは防災×ICTの世界的にも最先

端の取組⁷であり、災害の多い日本では極めて有効な利活用事例であるが、この仕組みを国内にとどめておくのではなく、海外にも積極的に情報発信し、国際貢献につなげることが期待される。

3-6 まとめ

以上の5つの課題をまとめたものが、図表18である。

<図表18 公共情報コモンズの主な課題>

課題1： 全自治体が参加するには至っていない

- 21都道府県で運用中。災害の頻発を踏まえ、可能な限り早期に全国的な普及を実現するための具体的な方策の検討が必要。
- 地域住民等も含めた認知度向上を図るための広報戦略が必要。

課題2： 避難情報以外の災害情報にもニーズ大

- 避難関連情報に限らず、ライフライン(電力、ガス、通信、交通等)の供給情報など、災害情報の拡充への期待が大。
- 災害情報の伝達について、ソーシャルメディアとの連携が有効との指摘が多。

課題3： より便利なサービス・機能が期待される

- 情報発信は、災害時に防災担当者がテキスト情報を入力。小規模自治体等でも確実に情報発信される体制の確保や、災害情報を視覚的に分かりやすく提供することが必要。
- 発信された災害情報はデータ放送等で提供。災害時のデータ放送等との連携推進、サイネージやカーナビ等の新たなメディアへの配信等、多様なメディアとの連携が必要。

課題4： 平時の連携体制が必ずしも十分でない

- 災害時の安定運用に向け、自治体やメディア等の関係者間の平時からの連携強化が必要。

課題5： 今後の戦略的な活用策の検討が必要

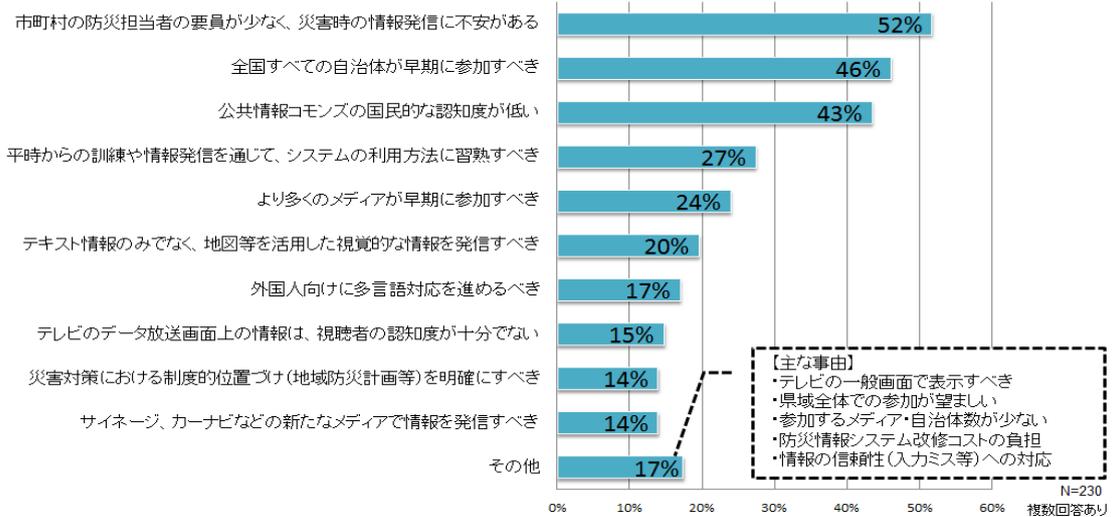
- 平時にも利用可能な国民の共通基盤として、革新的なサービス創出に利活用すべき。
- 災害の多いアジア等の地域へ海外展開すべき。

なお、平成26年6月に実施した公共情報コモンズの合同訓練における閲覧会の参加者に対するアンケートにおいて公共情報コモンズの課題を尋ねているが、「市町村における情報発信体制の不安」が52%、「すべての自治体の早期参加」が46%、「国民的な認知度の不足」が43%の3点が特に指摘が多い結果となった(図表19)。

⁷ 米国では、国家的非常時に国民への直接的な警報伝達手段を確立することを目的に、連邦危機管理庁(FEMA)が2009年から次世代公衆警報システム(IPAWS: Integrated Public Alert & Warning System)の開発を進め、2012年に導入が完了した。IPAWSは、①テレビ・ラジオを通じて大統領による警告メッセージを放送する緊急警報システム(EAS: Emergency Alert System)の他、②携帯電話のショートメール(SMS)を通じた無線警報システム(WEA: Wireless Emergency Alerts)、③海洋大気庁(NOAA)の気象警報・注意報に関するシステム、④インターネットを通じた警報システム、⑤サイレンなどの地域固有の警報システムを統合したものとなっている。米大統領や連邦政府機関、州政府機関、地方自治体など各レベルの政府機関は、IPAWSを利用することで国民に様々な警報を発することが可能であり、2014年5月現在で郡(county)を中心に約280の機関が登録を行っている。

＜図表19 公共情報コモنزの課題＞

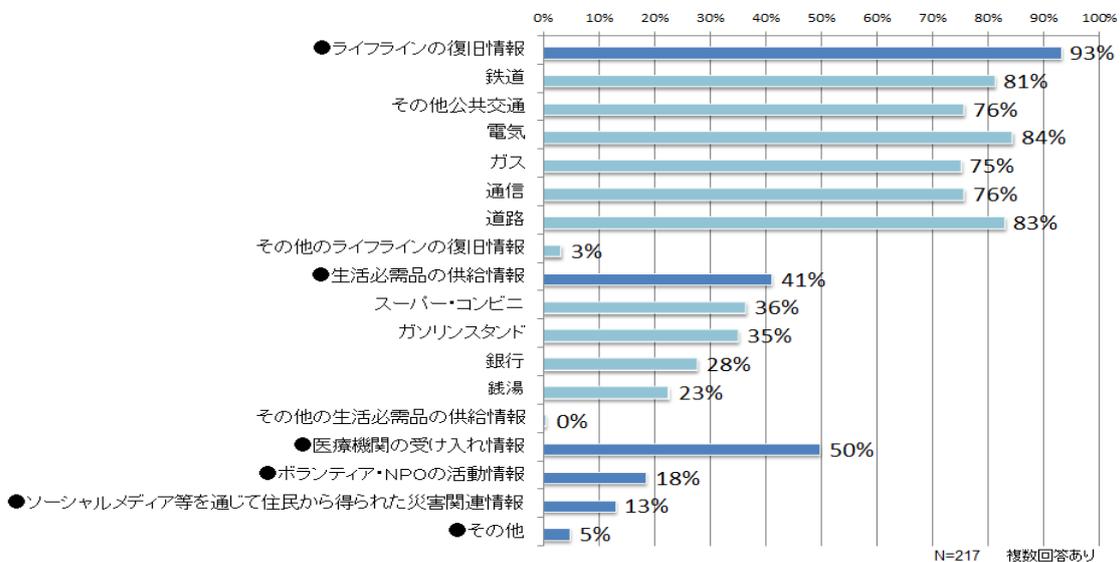
問：公共情報コモنزの課題はどのような点ですか。



また、別の設問として、今後の提供が期待される情報内容についても尋ねたところ、「ライフラインの復旧情報」(93%)、「医療機関の受け入れ情報」(50%)、「生活必需品の供給情報」(41%)、「ボランティア・NPOの活動情報」(18%)などの回答となっている(図表20)。公共情報コモنزの利用者の間では、ライフラインの復旧情報の提供に対するニーズが特に高いと言える。

＜図表20 公共情報コモنزによる提供が期待される情報内容＞

問：今後の発信が期待される災害関連情報にはどのようなものがありますか。



第4章 公共情報コモンズの発展に向けた具体策

第3章において整理した公共情報コモンズの課題を踏まえ、研究会では、災害時等の情報伝達の共通基盤についての「ミッションとビジョン」を定めるとともに、早期かつ重点的に取り組むべき具体策をまとめた「普及加速化パッケージ」を策定し、あわせて「ロードマップ」を取りまとめた。

4-1 ミッションとビジョン

平成23年6月の運用開始から約3年が経過し、公共情報コモンズの普及が進みつつある中で、公共情報コモンズが十全に機能し、国民の共有財産として効果を発揮していくためには、「当初モデル」から「発展モデル」へ移行していくことが必要⁸と考えられる。「当初モデル」とは、まずは各地域における公共情報コモンズの導入を優先し、避難指示・避難勧告等の最小限の情報(ミニマム情報)を、地方公共団体や放送事業者等の最小限の参画者により、簡素で効率的なシステムで提供するフェーズである。一方、「発展モデル」とは、全国的な公共情報コモンズの定着を図りつつ、提供すべき情報の追加や、連携する情報発信者や情報伝達者の拡充等により、「当初モデル」から大きく進化したフェーズである。

この「発展モデル」への移行に当たり、研究会では、災害時等の情報伝達の共通基盤としての原点に立ち返って「ミッション(使命)」と「ビジョン(目標)」を整理し、以下に定めることとした。

<ミッション>

災害情報を一人一人にすばやく届け、災害からみんなの安全を守る

<ビジョン>

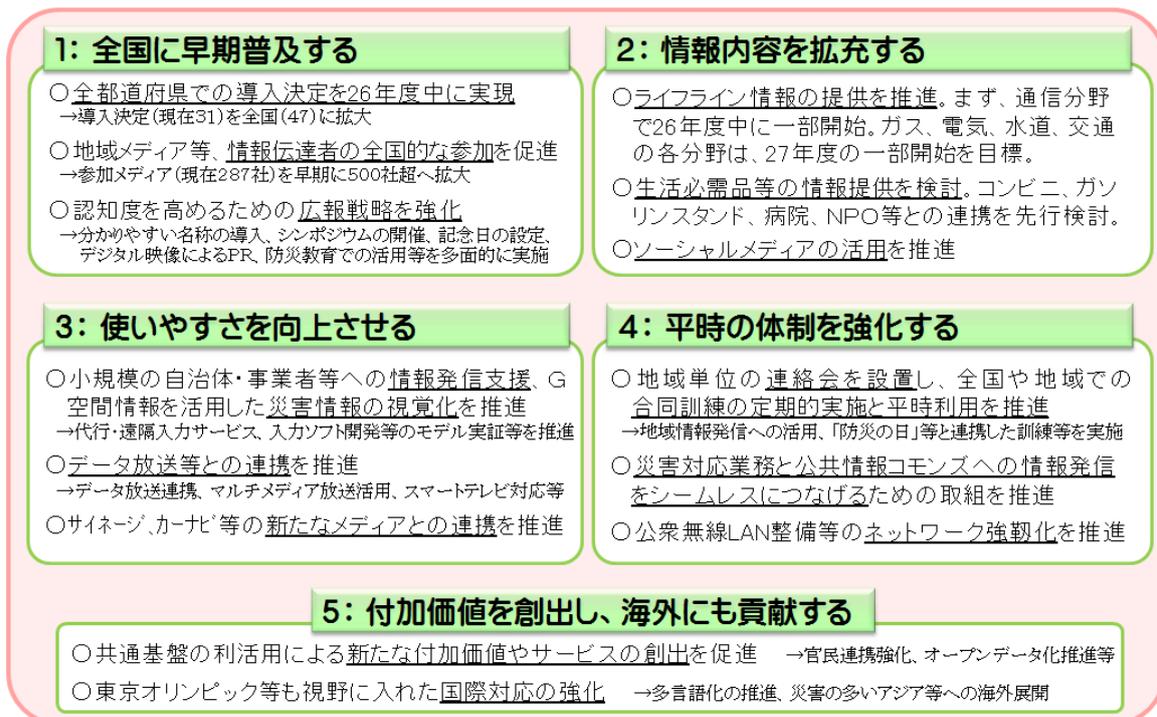
- ・ICTを活用し、災害情報を多様なメディアを通じて国民に届ける
- ・防災対応のための情報連携の共通基盤を整備する
- ・平時の便利と非常時の安心をともに確保する

⁸ 「地域の安心・安全情報基盤に関する研究会」報告書(平成20年7月)において、「当初モデル」から「発展モデル」への移行についての方針が提言されている。

4-2 「普及加速化パッケージ」の策定

第3章における公共情報コモンズの5つの課題に対応し、早期かつ重点的に取り組むべき対策を5つのアプローチとして組み合わせた「普及加速化パッケージ」を策定した(図表21)。

<図表21 「普及加速化パッケージ」の概要>



5つのアプローチの具体的内容は、以下の通りである。

Approach 1: 全国に早期普及する

① 地方公共団体

全ての都道府県が発信する情報を網羅することが急務であるため、災害の頻発を踏まえて目標設定を前倒しし、すべての都道府県での公共情報コモンズの導入決定を平成26年度中に実現するよう、活動を強化することが必要である。具体的には、導入を検討中の県に向けた説明やシステム改修への支援を、重点的に展開すべきである。

②メディア

災害情報の多重的な伝達の効果を高めるため、テレビ、ラジオ、インターネット、新聞等のメディアや、コミュニティ放送、ケーブルテレビといった地域メディアなど、情報伝達者の全国的な参加を促進することが必要である。具体的には、公共情報コモンズに未参加のメディアに向けた説明を、自治体や業界団体の協力も得つつ、地域別に重点的に展開し、早期に参加メディア(平成26年7月1日現在、287社)を500社超へ拡大することを目標とすべきである。

③広報戦略の強化

「公共情報コモンズ」の全国普及の推進には、情報のエンドユーザーである国民にも周知・理解が進むことが望ましいため、国民的な定着を図るための広報戦略を強化することが必要である。具体的には、国民に分かりやすい名称の導入、セミナーやシンポジウムの開催、記念日の設定、デジタル映像を活用したPR、防災教育での活用等を多面的に検討・実施すべきである。

なお、Jアラートなど政府内の他システムと連携した広報や、他府省における防災に関する様々な周知啓発活動との連携も検討すべきである。

Approach 2: 情報内容を拡充する

①ライフライン情報等の提供

利用者のニーズを踏まえ、公共情報コモンズにおける各種のライフライン情報等の提供に向けて、業界団体等との連携を推進すべきである。

特にニーズが高い通信、ガス、電気、水道、交通については、公共情報コモンズへの情報提供の実現に向けて、先行的に検討を行うことが必要である。具体的には、情報入手手段としての携帯電話やインターネット等の通信障害が特に災害時に重要であることを踏まえ、通信については、準備が整い次第、平成26年度中の一部開始を目標とする。ガス、電気、水道、交通については、平成26年度内の検討を経て、平成27年度の一部開始を目標とする。

なお、情報提供の具体的方法については、各分野の事情を踏まえ、業界団体や関連企業のこれまでの取組も活かし、適切な連携や負担軽減等を検討することが求められる。また、提供する災害情報の項目や粒度、タイミングの共通化など、業種内での一定の調整を要する場合には、総務省が必要な協力を行うべきである。

また、生活必需品等の情報、具体的には災害時におけるスーパー・コンビニエンス

ストア、ガソリンスタンドの商品の供給情報、医療機関の受け入れ情報、被災地で活動するNPO・ボランティアの活動情報等については、公共情報コモンズで提供を行った際の課題の精査も含め、検討を進めていくことが適当である。

② ソーシャルメディアとの連携

公共情報コモンズとソーシャルメディアとの連携については、東日本大震災の経験を踏まえて情報伝達面での活用を進める。一方、ソーシャルメディアから得られる情報についての信憑性や有効性等の課題についての指摘もあることから、公共情報コモンズとしての活用方法については、ビッグデータや情報のフィルタリングの技術動向等も注視しつつ、公共情報コモンズで提供を行った際の課題の精査も含め、今後検討を進めていくことが適当である。

Approach 3: 使いやすさを向上させる

① 災害情報の発信支援

小規模自治体・事業者等による迅速・確実な情報発信の確保や、G空間情報⁹を活用した災害情報の視覚化を促すため、入力支援の環境整備を推進していくことが必要である。具体的には、自治体における公共情報コモンズへの代行・遠隔入力サービスの提供や入力ソフト開発、庁内連携等について、入力支援ツールの活用方法のあり方をモデル地域で実証することを検討することが期待される。また、不正確な情報が発信された場合等における連絡・連携体制の充実についても、併せて検討を行うべきである。

② メディア連携の強化

テレビにおける公共情報コモンズによる情報の効果的な活用に向けて、データ放送等との連携を推進することが求められる。具体的には、災害時に視聴者がデータ放送等を確認することを促すための技術・環境の整備や、V-Low マルチメディア放送やスマートテレビ等で公共情報コモンズが活用されるような取組を強化することが必要である。

また、これまでの公共情報コモンズを経由した情報伝達手段であるテレビ、ラジオ、

⁹ 「G空間情報」とほぼ同義で用いられる「地理空間情報」については、「地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)第2条第1項において、「この法律において「地理空間情報」とは、第一号の情報又は同号及び第二号の情報からなる情報をいう。

一 空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報(当該情報に係る時点に関する情報を含む。以下「位置情報」という。)

二 前号の情報に関連付けられた情報」と定義されている。

ケーブルテレビ、携帯電話、インターネット等に加え、サイネージやカーナビ等の新たなメディアとの連携を積極的に推進することが必要である。

Approach 4: 平時の体制を強化する

① 平時の連携強化

公共情報コモンズの安定的な運用を確保するため、関係者が情報共有や意見交換を行う地域の連絡会を設置することが必要である。具体的には、地域の実情に応じた議論が可能となるようブロックや県単位の連絡会を開催し、関係者の連携や平時利用の推進、運用改善のフィードバック等を総合的に展開することが求められる。

また、関係者が運用に慣れておくためには、平時利用の推進とともに、全国や地域での訓練を引き続き定期的実施することが不可欠である。具体的には、「防災の日」や「防災週間」等、他府省や地域の取組との連携を推進し、訓練の効果をより高めるべきである。なお、定期的な訓練が定着した段階では、例えば事前に訓練シナリオを用意しない実践的訓練や住民参加型訓練など、訓練に変化を加えることも有効と考えられる。

② 災害対応業務との整合性確保

総務省では、自治体の情報システムの標準仕様である地域情報プラットフォームの普及を推進しているが、当該プラットフォームにおいて防災情報共有ユニットを定義し、自治体が防災情報の共有・連携等を実現するためのシステムを構築する際に参照できる標準仕様の普及を進めているところである。自治体の災害対応業務と公共情報コモンズへの情報発信をシームレスにつなげるため、災害対応業務の標準化に関する政府全体の検討状況に留意しつつ、公共情報コモンズへの接続に係る標準仕様を追加するなど、地域情報プラットフォームにおける標準仕様等の更なる充実を図ることが必要であり、自治体と連携したモデル実証の推進等が期待される。

また、公共情報コモンズを通じた情報発信を自治体等の災害対応に関わる機関の災害対応業務の中で円滑に実施していくためには、公共情報コモンズの活用に関する制度的位置づけ等についても検討していくことが適当である。

③ ネットワークの強靱化

大規模災害時には通信の輻輳等により、スマートフォンやタブレット等の身近な携帯端末に災害情報が届きにくくなる恐れがあることから、携帯端末等で災害情報が確実に入手できるよう、防災拠点等における公衆無線LAN環境の整備を推進することが必要である。

また、地方公共団体から公共情報コモンズへの情報発信が途絶することがないように、地方公共団体の公共ネットワーク等の耐災害性の強化を推進すべきである。

Approach 5: 付加価値を創出し、海外にも貢献する

公共情報コモンズは、災害時に限らず平時も利用可能な国民の共通基盤であるため、この利活用を推進することによって、新たな付加価値やサービスの創出を強力に推進することが必要である。具体的には、公共情報コモンズ協力事業者等による新たなサービスの提供・創出の促進や、そのための官民連携に向けた環境整備を図るとともに、オープンデータの取組との連携や、API利用の促進、アイデアソン開催等により、公共情報コモンズの利活用に関する優れたアイデアを後押しすること等が考えられる。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催等も念頭に、在住外国人や訪日観光客に向けて、公共情報コモンズを利用して配信される情報の多言語化の検討を進めるとともに、ICTを活用した防災の先進モデルとして、その運用ノウハウも含め、災害の多いアジア等に対する海外展開の活動を強化していくことが必要である。

4-3 「ロードマップ」の設定

公共情報コモンズの発展を確実に実現するためには、「普及加速化パッケージ」の5つのアプローチを民産学官や関係府省等の関係者が計画的かつ着実に実行することが必要であるため、以下の通り、具体的なロードマップを取りまとめた(図表22)。

「普及加速化パッケージ」については、その進捗状況について定期的な評価を行った上で、実行すべき施策の不断の見直しを図ることにより、計画と実行の好循環を生み出すことが重要である。

<図表22 普及加速化パッケージのロードマップ>



おわりに

本報告書が提言した「普及加速化パッケージ」は、公共情報コモンズの発展に向けた強化策であり、早期かつ重点的に実施すべき施策群である。総務省においては、地方公共団体、メディア、ライフライン事業者、関連団体、関係府省等の関係者と連携し、この提言の実現に向けて全力で取り組むべきである。

また、本研究会による提言の実現に当たっては、実験的な取組にとどまるのではなく、防災担当者の実務にしっかりと刻み込まれていくことが求められる。地方公共団体やライフライン事業者等の情報発信者は、災害時には被災状況の確認、住民や利用者の安全確保、復旧作業等が輻輳する。災害情報の発信が重要であることは共通認識であるものの、情報発信が安全確保や復旧作業等の支障になってはならない。公共情報コモンズを活用した災害情報の伝達が、日常の災害対応業務に深く定着することが求められており、そのための研修・訓練や運用改善といった不断の努力が不可欠である。

本研究会での議論を踏まえ、提言に真摯に取り組むことで、公共情報コモンズが真の「災害時等における情報伝達の共通基盤」として発展し、充実した国民の共有財産として活用されることを期待するものである。